

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

内子町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

内子町長

公表日

令和8年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づき、要介護(要支援)状態の被保険者へ必要な保険給付を行うとともに、被保険者に対する保険料の賦課徴収を行っている。 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ・被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 収納消込システム 3. 滞納整理システム 4. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 5. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
資格ファイル、認定ファイル、受給ファイル、給付ファイル、賦課ファイル、取滞納ファイル、収納消込ファイル、滞納整理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表の100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 1 番号法第19条第8号 別表第二 1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 83, 87, 88, 90, 94, 95, 97, 108, 109の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第2条, 第3条, 第5条, 第6条, 第7条, 第10条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第25条の2, 第30条, 第31条の2, 第32条, 第33条, 第43条, 第43条の2, 第44条, 第47条, 第49条, 第55条, 第55条の2, 第59条の3 (情報照会の根拠) 1 番号法第19条第8号 別表第二 93, 94の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	内子町税務課 保健福祉課
②所属長の役職名	税務課長 保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	内子町企画情報課 郵便番号: 795-0392 住所: 愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地 電話番号: 0893-44-6151

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	内子町保健福祉課 郵便番号: 795-0392 住所: 愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地 電話番号: 0893-44-6154
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月2日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月2日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのフローにおいて、人手が介在する作業におけるダブルチェックを徹底していることから、リスクへの対策は十分であると考えます。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	総合行政情報システムについては、2要素認証(パスワード、指静脈)によるアクセス制限を行っている。また業務メニューごとにアクセス制限を行い、人事異動の際には見直しを行っていることから、不正に使用されるリスクへの対策は十分であるとする。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月27日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長	税務課長 山上幸久	税務課長 入海 孝	事後	人事異動に伴う変更
平成29年7月27日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長	保健福祉課長 土居好弘	保健福祉課長 曾根岡伸也	事後	人事異動に伴う変更
平成29年7月27日	IIしきい値判断項目1. 対象人数	2015/3/1	2017/4/1	事後	時点修正
平成29年7月27日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数	2015/3/1	2017/4/1	事後	時点修正
平成31年4月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号	事後	
平成31年4月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供	(情報提供の根拠)	事後	
平成31年4月15日		:第三欄(情報提供者)が「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他			
平成31年4月15日		:第三欄(情報提供者)が「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし			
平成31年4月15日	I-5-②所属長の役職名	税務課長 入海 孝 保健福祉課長 曾根岡伸也	税務課長 保健福祉課長	事後	記載要領変更に伴う修正
平成31年4月15日	II-1. 対象人数	2017/4/1	2019/4/1	事後	時点修正
平成31年4月15日	II-2. 取扱者数	2017/4/1	2019/4/1	事後	時点修正
平成31年4月15日	IV リスク対策	なし	「IV リスク対策」に記載のとおり	事後	様式変更に伴う変更
令和2年4月1日	II-1. 対象人数	2019/4/1	2020/4/1	事後	時点修正
令和2年4月1日	II-2. 取扱者数	2019/4/1	2020/4/1	事後	時点修正
令和2年12月17日	II-1及び2 いつ時点の計数か	2020/4/1	2020/12/17	事後	再評価の実施
令和4年2月28日	I-4-②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号 別表第二	1 番号法第19条第8号 別表第二	事後	番号法改正による号ズレ対応
令和4年2月28日	II-1及び2 いつ時点の計数か	2020/12/17	2022/2/28	事後	時点修正
令和8年3月27日	I-3	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一(68の項) 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第一省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第50条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表の100の項 2 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条	事後	
令和8年3月27日	I-7	内子町総務課	内子町企画情報課	事後	
令和8年3月27日	I-8	内子町総務課	内子町保健福祉課	事後	
令和8年3月27日	II-1及び2 いつ時点の計数か	2022/2/28	2026/3/2	事後	
令和8年3月27日	IV1~9	1~9項目	2項目追加し、1~11項目に変更	事後	